

茨城県報

第5319号

昭和40年7月29日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

ページ

●受胎調節実地指導員の指定.....	1
●茨城県木材業者の登録変更.....	1
●新利根川土地改良区の定款変更.....	2
●矢作地区土地改良事業の認可.....	2
●道路の区域変更.....	2
●道路の供用開始.....	3

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効.....	3
●米飯提供業者の登録.....	3
●土地改良区役員の就退任.....	4
●建築許可に関する聴聞.....	5
●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞.....	5
●風俗並びに飲食店営業業者の行政処分に関する聴聞.....	5
●土地細目.....	6

告 示

茨城県告示第889号

優生保護法第15条第1項の規定により下記のものを受胎調節実地指導員に指定した。

昭和40年7月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指定 番号	保健所 の 別	助. 看, 保 の 別	住 所	本 籍	氏 名	生年月日	交 付 事 項 指定証 標 識
1212	大宮	保健婦	茨城県那珂郡那珂町 大字堤879	茨城県	住 谷 幸 子	昭4.11.10	○

茨城県告示第890号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により別記のとおり変更したので、同条第2項の規定により公示する。

昭和40年7月29日

県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

第4種業者登録

登 録 年 月 日	登 録 番 号	住 所 (所在地)	名 称	氏 名 (代表者 氏 名)	営業所又は工場		業 種	備 考
					名 称	所 在 地		
昭和 39. 7. 30	北振 第70号	大子町頃藤 5790	川井木材 有限会社	代表取締役 川井 一郎	川井木材 有限会社	大子町頃藤 5790	第4種	変更後
"	"	"	"	代表取締役 川井源次郎	"	"	"	変更前
昭和 39. 7. 30	北振 第67号	大子町頃藤 4950	有限会社 川井商店	代表取締役 川井 三雄	有限会社 川井商店	大子町頃藤 4950	第4種	変更後
"	"	"	"	代表取締役 川井 一郎	"	"	"	変更前

茨城県告示第891号

昭和40年3月4日付で新利根川土地改良区から申請のあつた定款変更を7月20日認可した。

昭和40年7月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第892号

昭和40年6月7日茨城県告示第704号による七郷中川土地改良区の矢作地区土地改良事業は、昭和40年7月20日認可した。

昭和40年7月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第893号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和40年7月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年7月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 50号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
東茨城郡内原町大字杉崎字前峯 1826番地々先から	旧	メートル 14.2 38.0	メートル 1,880.0	建設省直轄工事
東茨城郡内原町大字杉崎字仲谷 原952番地々先まで	新	14.2 41.2	1,880.0	

茨城県告示第894号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は、昭和40年7月29日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和40年7月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道50号線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡内原町大字杉崎字前峯1826番地々先から
東茨城郡内原町大字杉崎字仲谷原952番地々先まで
- 3 供用開始の期間 昭和40年7月29日

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効

下記の料理飲食等消費税公給領収証用紙は紛失のため昭和40年6月10日から無効とする。

昭和40年7月29日

茨城県江戸崎県税事務所長 今 泉 清 次 郎

記

紛失年月日	紛失した用紙		紛失した者	
	様式	記号及び番号	住所	氏名
昭和40年6月10日	第15号の6	G043998から G044000まで	稲敷郡阿日町 青宿368—2	米川 寿 幸

●米飯提供業者の業者登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定にもとづき次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和40年7月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

米 飯 提 供 業 者 登 録 名 簿

登録番号	登 年 月 録 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名	
鹿振 第239号	40. 7. 2	鹿島郡大野村大字角折2361の1	里 美 食 堂	長 岡 さ と
〃 第240号	40. 7. 10	〃 銚田町大字銚田2015	中根鮮魚店	中 根 光 男
西振 第573号	40. 7. 5	結城市結城1226	駅 南 食 堂	鈴 木 文 子
〃 第574号	〃	結城郡八千代村大字菅谷1182—11	食堂さわき	沢 木 千 代
〃 第575号	〃	下館市大町甲45	足立屋食堂	菅 野 キ ャ
〃 第576号	〃	古河市古河980	菊 む ら	木 村 勝 己

(第三種郵便物認可)

●土地改良区役員の就退任

稲敷郡新利根村大字上根本3489番地に事務所をおく新利根上流土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和40年7月29日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 篠 原 衛

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡河内村十里265	理 事	山 本 太 郎	
〃 〃 源清田2392	〃	石 山 源 馬	
〃 〃 羽子崎960	〃	河 村 一 美	
〃 〃 源清田461	〃	山 本 武 夫	
〃 〃 生板丁7326	〃	金 田 庫之助	
〃 〃 竜ヶ崎町歩101	〃	厚 田 広	
〃 〃 生板741	〃	山 田 高	
竜ヶ崎市八代町2333	〃	寺 崎 徳	
〃 〃 3270	〃	栗 山 愿	
〃 長峰町824の1	〃	矢 口 理 助	
〃 半田町1032	〃	海老原 恒 夫	
稲敷郡新利根村下根本1480	〃	足 立 源四郎	理 事 長
〃 〃 〃 896の1	〃	山 口 隆	
〃 〃 中山2889	〃	菊 地 孝 夫	
〃 〃 柴崎96	〃	池 延 敏之輔	
〃 河内村長竿1831	監 事	本 谷 義 雄	
〃 〃 源清田3606の1	〃	後 藤 徳 重	
〃 〃 小林町歩42	〃	川 村 俊 郎	
竜ヶ崎市八代町2965	〃	椎 名 豊 吉	代 表 監 事
稲敷郡新利根村上根本2785の1	〃	五十嵐 一 益	
〃 〃 中山956	〃	大 貫 淳	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡河内村十里265	理 事	山 本 太 郎	
〃 〃 長竿1831	〃	本 谷 義 雄	
〃 〃 源清田2392	〃	石 山 源 馬	副 理 事 長
〃 〃 〃 461	〃	山 本 武 夫	
〃 〃 布鎌311の1	〃	糸 川 由 次	
〃 〃 竜ヶ崎町歩101	〃	厚 田 広	
〃 〃 生板741	〃	山 田 高	
〃 〃 大徳鍋子新田850	〃	荒 井 三 郎	
竜ヶ崎市八代町2333	〃	寺 崎 徳	
〃 〃 2965	〃	椎 名 豊 吉	
〃 長峰町824の1	〃	矢 口 理 助	

〃	半田町1199	〃	小 林 仟 之	
稲敷郡新利根村下根本1480		〃	足 立 源四郎	理 事 長
〃	上根本 4	〃	寺 崎 元	
〃	中山2889	〃	菊 地 孝 夫	
〃	柴崎96	〃	池 延 敏之輔	
〃	河内村長竿195	監 事	諸 岡 芳 雄	
〃	源清田1092	〃	大 塚 亀 松	
〃	生板丁7326	〃	金 田 庫之助	
竜ヶ崎市半田町1033		〃	海老原 恒 夫	
稲敷郡新利根村下根本896の1		〃	山 口 隆	
〃	中山956	〃	大 貫 諄	代 表 監 事

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和40年 7 月29日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和40年 8 月 4 日午前11時
聴 聞 場 所 土浦市大字木田余字境松682の21—22
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
床面積の合計が50㎡をこえる自動車車庫の新築
申請者住所氏名 土浦市栄町3086
今 泉 順 次
建築物構造規模 鉄骨造平家建鉄板葺110.57㎡新築 内84.85㎡車庫
建 築 物 の 位 置 土浦市大字木田余字境松682の21—22
敷 地 面 積 356.1㎡

●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の規定により銃砲所持者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和40年 7 月29日

茨城県公安委員会 委員長 川 島 安右衛門

- 1 聴 聞 期 日 昭和40年 8 月12日
- 2 聴 聞 場 所 茨城県警察本部

●風俗並びに飲食店 営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第 5 条の規定により風俗並びに飲食店営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和40年 7 月29日

茨城県公安委員会 委員長 川 島 安右衛門

1 聴 聞 期 日 昭和40年 8 月 12 日

2 聴 聞 場 所 茨城県警察本部

●土地細目

昭和40年 3 月 23 日付建設省告示第 744 号をもつて、事業認定のあつた藤井川改修新水路開削築堤工事及び市道橋新設工事のため、土地収用法第33条の規定に基づき下記のとおり土地細目を公告する。

昭和40年 7 月 29 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 収用しようとする土地の所在、地番および地目

水 戸 市

大 字	字	地 番	地 目		大 字	字	地 番	地 目	
			台帳面	現 況				台帳面	現 況
飯富町	小山下	131	畑	畑	飯富町	〃	〃	〃	〃
〃	楮 畠	544	〃	〃	〃	古 川	605	田	田
〃	〃	684	〃	〃	〃	〃	606	〃	〃
〃	〃	630	〃	〃	〃	〃	603	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	萩 山	557	畑	畑
〃	〃	〃	〃	〃	〃	向川原	952	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	964～内1	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	965～2	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	597	〃	田	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	598	田	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	599	田	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	614	畑	畑	〃	〃	1538～3	〃	〃
〃	〃	631	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	632	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	627	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)

金 1 5 0 円

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行人所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)